

総務常任委員会会議録

令和3年8月31日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 野崎総務部長、池田税務収納課長、大平主幹、鳥海副主幹、遠藤主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第47号 寒川町町税条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。残暑厳しい日が続いておりましたけれども、本日は若干過ごしやすい気候になったかなと思ってございます。

定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 ご異議ないという声でございました。

それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第47号 寒川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、付託議案1、議案第47号 寒川町町税条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては、池田税務収納課長から行います。

【黒沢委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第47号 寒川町町税条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。なお、先日の本会議における提案説明と重複するところもございますが、どうかご容赦願います。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、寒川町町税条例の一部を改正する必要が生じたため、内容の整備を行うものでございます。

初めに、改正の概要をご説明いたします。まず、個人の町民税でございますが、均等割の非課税判定

に係る部分を改正いたします。個人の均等割につきましては、扶養親族等の人数を基にして算出した額が、納税義務者の総所得額を超えた場合に非課税とする仕組みがございます。この扶養親族の定義につきまして、日本国外に居住する扶養親族の認定要件が厳格化され、改めて控除対策扶養親族として規定されたことから、条文の整備を行うものです。

次に、固定資産税ですが、地方税法附則の条文中におきまして、期限が終了した制度等が整備されたことにより条例中の参照条文にずれが生じたので、整合を図るべく所要の整備を行います。軽自動車税では、環境性能割につきまして、令和2年度基準エネルギー効率等算定軽自動車に関する税率の追加と、種別割の税率の特例、通称グリーン化特例に関する見直しに伴いまして内容の整備を行います。

以上が一部改正の概要でございます。

続きまして、条例の改正内容をご説明いたします。新旧対照表をご覧くださいと思います。初めに、第1条関係からご説明いたします。第9条は、個人町民税の均等割の非課税に関する部分でございます。扶養控除の対象となる資格要件の見直しに伴いまして、扶養親族の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加えるものです。

第27条の4では、軽自動車の環境性能割の税率に関しまして、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車についての準用及び読替規定が法律に追加されたことによりまして、税率を1%と定めた第1号、税率を2%と定めた第2号のそれぞれについて、第4項の次に「又は第5項」を加えるものでございます。

附則第11項第3号から第7号までは、地方税法附則第15条の条文整理により生じた参照先の条ずれ修正でございます。第3号から第5号中の「第15条第30項」を「第15条第27項」に、第6号中の「第15条第38項」を「第15条第34項」に、第7号中の「第15条第39項」を「第15条第35項」にそれぞれ改め、第8号を削り、第9号を第8号に、第10号を第9号にそれぞれ繰り上げます。

第12項は、後ほどご説明いたします第16項から第18項までの文中に、初回車両番号指定という用語を使用するための整備ございまして、第12項中第15項の次に「から第18項まで」を加えるものです。

第13項及び第14項は、地方税法附則から令和2年度の種別割の税率の特例に関する記述が削除されたため、条例においても見出しを含め該当する部分を削除するもので、見出しから「令和2年度分及び」を、また文中から「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」をそれぞれ削除いたします。

同項第2号及び第3号は、軽自動車の定義を法第446条第1項第3号の規定に合わせまして、かつ第17項、第18項中の記述にも使用することから、第2号では、軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。事項において)、この部分を「ガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下)」に改めまして、第3号では、「軽自動車」を「ガソリン軽自動車」に改めます。

附則第16項から第18項は、令和4年度分及び令和5年度分の種別割の税率の特例でございます。取得した軽自動車が初回番号指定を受けた翌年度に限り特例の対象とするもので、グリーン化特例と称されている制度でございますが、今回の改正で50%軽減と25%軽減は営業用の車両に限り適用することとなったことから、第16項として、法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自

家用の乗用のものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第1号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。」の文言を加えまして、第17項として、法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第2号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。」を加えまして、第18項として、「法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第3号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。」を加えます。

また、第16項から第18項を加えたことにより、従前の第16項から第25項までをそれぞれ3項ずつ繰り下げます。

続きまして、新旧対照表の第2条関係をご覧ください。附則第11項第9号は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例ですが、地方税法上の規定が削除されたことから、条例においても該当部分を削るものです。

最後に、改正附則でございます。第1項では、町民税の個人の均等割に関する改正は、令和6年1月1日から、新型コロナウイルス等に係る先端設備等の課税標準の特例を削る改正は、令和5年4月1日から、それ以外の改正は公布の日から施行するものと定めております。

経過措置といたしまして、第2項では、町民税に係る改正については、令和6年度以後の年度の個人町民税に適用し、令和5年度分まではなお従前の例によるものとし、第3項では、固定資産税に係る改正について別段の定めがある場合を除き、令和3年度以後の年度分に適用し、令和2年度分まではなお従前の例によるものとし、第4項では、平成30年5月23日から令和3年3月31日までの期間内に中小事業者等が取得した地方税法附則第15条第41項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税はなお従前の例によるものとし、第5項では、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に中小事業者等が取得した地方税法附則第64条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税は、なお従前の例によるものと定めております。

第6項では、環境性能割に関する改正は、法の施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車の環境性能割は、なお従前の例によるものとし、第7

項では、種別割に関する改正部分は、令和3年度以後について適用し、令和2年度分までは、なお従前の例によるものと定めてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。何か質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 まず、個人の均等割のところなんですけど、扶養親族のところですね。16歳未満の者及びとあるんですけど、今までは年齢の制限というか、そういうものはなかったと感じるんですけど、これに関して先ほどの説明の中で、16歳未満になったということは、たしか先ほど海外どうのこうのという話があったような気がしたんですけど、これについてもうちちょっと詳しくお願いします。

【黒沢委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまのご質問でございます。今回の均等割非課税判定の改正でございます。こちらの改正につきましては、ただいま山田委員さんからもお言葉がありましたように、大本は国外居住親族の扶養の取扱いの見直しによるものでございます。納税者が国外に居住している家族、親族を扶養していると申し立てた場合、既居住者に係る課税所得の扱い上、国外源泉所得を含めた国内源泉所得、要は国内で得た所得のみで判定していたことから、国外で一定以上の所得を得ている親族でも人的控除の対象になってしまうという問題がございました。今回の改正では、被扶養者の要件といたしまして、通常であれば一定以上の収入を得ていると想定される30歳から69歳を対象外とするなどの制限を加えることで適用を厳格化しているわけでございます。

地方税法施行令では、「扶養親族」から「控除対象扶養親族」という言葉へと表現が変わりまして、また見直しにより控除対象扶養親族以外の扶養親族には、16歳未満の扶養親族とただいま申し上げました30歳以上70歳未満での国外居住親族が存在することとなりますが、16歳未満の扶養親族は、住民税における均等割非課税判定に用いられていることから、条例中にこの文言を加えるなどの用語の整理が必要となったため改正を行うものでございます。

なお、国外に居住する親族を扶養控除の対象としようとする場合、日本国籍の有無にかかわらず今回の改正が対象になります。また、国内に居住する扶養親族の場合は、年齢制限がございません。従前どおり国内源泉所得で判定されてまいります。先ほどの冒頭のご質問でございますけれども、16歳未満、これまでも含めて均等割の非課税判定には使用されてきておりますので、この部分については変更がないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。今の説明は、単純に言うと海外で働いたりして所得があった人に対しては均等割が外れるということになる、逆に言うと、留学とか、そういうもので扶養親族の方が海外にいるという場合には、これはどういう対応になるのでしょうか。

【黒沢委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 ただいまのご質問でございます。実は単純に年齢制限だけということではございませんで、ただいまご指摘がございましたように、特定の要件を満たす場合、例えばただいまの留

学ですとか、あとは国外におきましても、日本国内で所得を有する者から年間一定額以上の仕送りを受けている者がその証明を提出した場合ですとか、そういった場合には扶養控除の対象となるという特例規定もございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 今、課長から詳しい説明はいただいたわけですが、なかなか複雑で分かりづらいという部分がありますので、できれば図で分かるような形とかを取っていただくと我々も理解しやすいのかなと、現実こういうものだったものが、このタイミングからはこういうふうに変わっていくというようなものをつけていただくと、我々ももっと理解しやすかったのかなと思いますし、議決するに当たっては、しっかりと理解した上で議決したいと思いますので、当然我々のスキルとして事前にしっかり調べて、この委員会に臨むというのは基本としてありますけれども、我々は税の専門家ではないので、実際にこういう状況がこう変わっていくというようなものを出していただけると、もっと理解が進んだかなと思いますので、その辺何度も何度もこういったことがあると思うので、ご配慮いただけるとありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 今後そのような形で答えられるように対応してまいりたいと思います。お願いします。

【黒沢委員長】 では、以上で質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定となりますが、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、そのまま進めさせていただきます。

これより討論に入ります。議案第47号 寒川町町税条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対の立場の方から発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。これより議案第47号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。

午前9時21分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月26日

委員長 黒 沢 善 行